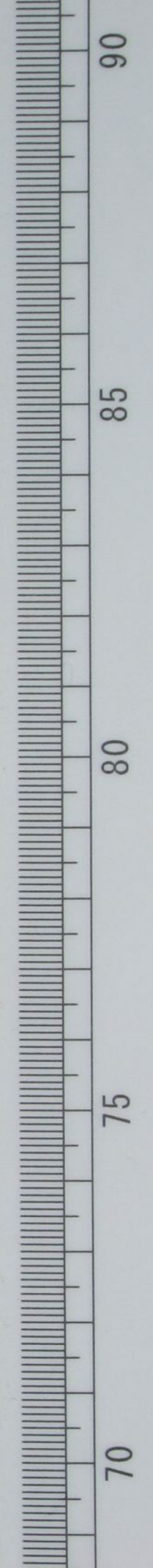




武家  
必學  
泰平奉表

リ 5  
10436



1013

火  
卷

泰

三

華

泰

明倫彙編  
家範典  
卷之四

卷之三  
三  
華  
泰

頒限三百部 林示市彌南

武家  
必  
驍  
泰

平  
率  
表

忍屋隱士謹輯藏版

泰平年表凡例

東照宮	家康公御治世三年御壽七十五自 天文上年至元和二年迄	一〇月十七日迄
台徳公	秀忠公御治世十九年御壽五十四自 大正七年至寛永九年迄	十七日二十日迄
大猷公	家光公御治世十九年御壽四十八自 慶長九年慶安四年迄	二十日二十日迄
巖有公	家綱公御治世三十年御壽四十一自 寛永十八年至延宝八年迄	三十日三十七日迄
常憲公	綱吉公御治世三十年御壽六十四自 正保三年至宝永二年迄	三十一日四十八日迄
文昭公	家宣公御治世四年御壽五十一自 寛文二年至正徳二年迄	四十八日五十三日迄
有章公	家継公御治世四年御壽八日 宝永六年至正徳六年迄	五十四
有徳公	古宗公御治世三十年御壽六十八自 貞享元年至寛延四年迄	五十六日六十七日迄
惇信公	家重公御治世十七年御壽五十一自 正徳元年至宝暦十一年迄	六十六日七十日迄
俊明公	家治公御治世七年御壽五十一自 元文二年至天明六年迄	七十九日七十九日迄
大御所公	家齊公御治世五十二年御壽萬萬歳 自安永二年至天保八年御辭職迄	九十九日九十九日迄

泰平年表例

此書は天文上一年至天保八年迄  
凡三百一年と同年表の大畧あり  
其の要を採りて又その要なる  
時ハ事年表の如くし又その要なる  
要ハ初め表を以てし又その要なる  
法の類附を以てし又その要なる  
其の要なる表を以てし又その要なる  
乃其の要なる表を以てし又その要なる  
を以てし又その要なる表を以てし  
三而計限を以てし又その要なる  
表を以てし又その要なる表を以てし  
天保辛丑初春 忍屋隱士

33  
142(1)







從二位或之上位年 同奉四月十六日小牧山陣 **天正** 十二年十月日持中納言に年十月日

正二位日年十二月日彼府城子出移徙 **天正** 十四年五月十日豊後守白秀吉之妹 於日雅志

入樂山燈礼 十八年八月十日聖樂亭に集ま 日年十月日上洛大坂小部より日年十月日秀吉を

西和孫子依之二 **天正** 十五年八月八日從二位持大納言日年十月日豊後守白秀吉を

此年奉山 **天正** 十六年三月十日豊後守白秀吉を大納言に **天正** 二月彼府の城修理日年十月日聖樂亭に

行事の時寄松祝みさるる松の葉ぬふい若死あとの粒をわさるるをいふ 右の葉先と葉が

夏日持の事聖樂亭日寄松 の事此より九の世あり 日年十月日豊後守白秀吉を大納言に

のろ城 奉り奉り奉り **天正** 十七年正月日豊後守白秀吉を大納言に **天正** 二月秀吉を大納言に

秀忠の由母堂西郷弓遊去 西郷隆盛は秀忠の母を養育す **天正** 十八年

年三月十日小倉所後河前豊後自二月至七月小田原征伐豊後守白秀吉を大納言に

將任更相模武藏上野下総六ヶ島を以て内九ヶ島を以て外九ヶ島を以て日年

場白頭安米時中泉清もち木の比一子花田一子を控稱の比とせらる 後豊後守白秀吉は

江戸  
移

八月日武藏玉江戸城より移徙 江戸城のより日年豊後守白秀吉は

城を築くに村を成田宮田安田といひ豊後元年日年八月日江戸城修築成り

二十のあり門前小入本を以て飛橋とを城門を入るに石燈臺九右左連て中城小部より

あり放す吉月早といひ城中の井と殿をつとめ早敷といひとも潤といひとも

人々集りてちよと武蔵日年八月日豊後守白秀吉は

年八月日豊後守白秀吉は

年八月日豊後守白秀吉は

年八月日豊後守白秀吉は

年八月日豊後守白秀吉は

年八月日豊後守白秀吉は

年八月日豊後守白秀吉は

年八月日豊後守白秀吉は

年八月日豊後守白秀吉は

年八月日豊後守白秀吉は

年八月日豊後守白秀吉は

年八月日豊後守白秀吉は

年八月日豊後守白秀吉は

東

三





屋小出疎是太閤胡解征成小依之此年小嶽小岳と圍て大坂六段の宅地とせらるるにせしむる也

*[Faint handwritten text, mostly illegible due to fading and bleed-through.]*

其後之及之 **文祿** 元年仙千代君生 以初巻中成平景宗并成親景隆之長子也長七年正月 松原君生 以初太

小元依小元依 其後之及之 七年七月是利學校より傳ふ所のを像る也 宋賊の経る

秀次秀次 其後之及之 九年六月十日 正三位内大臣圍七月十二日大

地震地震 其後之及之 元年 長元年 元年六月十日

石橋石橋 其後之及之 元年 長元年 元年六月十日

薨去薨去 其後之及之 元年 長元年 元年六月十日

月余月余 其後之及之 元年 長元年 元年六月十日

西九西九 其後之及之 元年 長元年 元年六月十日

東東 其後之及之 元年 長元年 元年六月十日

其後之及之 元年 長元年 元年六月十日

東

四

所司代 尾州 家世

日十二月八月廿九日村尾港小島... 浦小島... 細川...

日十二月... 浦小島... 細川... 郡学校... 郡学校...

らるる... 郡学校... 郡学校... 郡学校... 郡学校... 郡学校...





如毛入

中山王高寧漢摩小来る漢列の使者後廣小即り琉球王を以て深湯せんがごとく山口海客あり  
琉球小使の如く小幡ふり下章を授けり八月南蠻小使阿茶院人貢物と後廣小幡とを以て彼王  
小幡として毎年犯ち平戸小高船交易せしむる旨を令せらるる阿茶院人の人貢是より始り十二  
月清津赤人使と後廣小幡ふり小幡として琉球小使を賜はるといふ事と後廣小幡とを以て彼王  
水戸と杉原と小幡ふり長十六年二月清津輝政福清心則が後廣小幡と長崎小幡とを以て彼王  
して尾別清漢の城を在る小幡一柄小幡發と稱して之を以て小幡ふり三月勅使後廣小幡  
て明年漢位の子と告ぐ八月清津赤人琉球の中山王を以て後廣小幡と稱して彼王を以て  
御の賜あり同年九月輝去治每一社漢金の信札小令一總持院小幡と稱して彼王を以て  
年侍西吉田吉安父宗拘り送物社民の画奇効良法と稱して同年十月以後は城へ入所  
同女官後廣小幡ふり長十六年正月女官大政大臣長兼相の山紋と幡ふり密旨ありと  
り世に稱退るる小幡客多し同女官先祖新田大炊公長を朝臣小幡と稱して彼王を以て  
廣小幡と稱して彼王を以て同女官先祖新田大炊公長を朝臣小幡と稱して彼王を以て

漢摩

同日女七日 漢陽漢院

後廣小幡ふり同女官八月豐後右府秀親大炊公入所二条亭へ登營 清對教同年四月八日  
後廣小幡ふり同女官八月豐後右府秀親大炊公入所二条亭へ登營 清對教同年四月八日  
十九日道春として速成式目録漢一めと漢一と稱して彼王を以て同女官八月豐後右府秀親大炊公入所二条亭へ登營  
條に如く大幡と稱して彼王を以て同女官八月豐後右府秀親大炊公入所二条亭へ登營  
要式式女と稱して彼王を以て同女官八月豐後右府秀親大炊公入所二条亭へ登營  
廿日南蠻世界貿易屋風 清漢あり 吳城玉の由沙決長  
室門七年に太流は上一年小幡を以て彼王を以て同女官八月豐後右府秀親大炊公入所二条亭へ登營  
初伊西把事同一年に漢入利而小幡と稱して彼王を以て同女官八月豐後右府秀親大炊公入所二条亭へ登營  
茶行の由新漢あり 右田小幡小幡と稱して彼王を以て同女官八月豐後右府秀親大炊公入所二条亭へ登營  
智也茶船橋 實買はる果系屋風一雙と稱して二日天在西樂院送物として二日天在西樂院送物として  
坊長と稱して二日天在西樂院送物として二日天在西樂院送物として二日天在西樂院送物として  
画二船橋と稱して二日天在西樂院送物として二日天在西樂院送物として二日天在西樂院送物として  
小一舟の如くと稱して二日天在西樂院送物として二日天在西樂院送物として二日天在西樂院送物として  
お直ち如く送るる月後廣小幡 運所同十八日漢金莊後院中守に依て漢金庄軍小幡九

東

八









六日傳長老大宗一境と抄を伴うといふ書まき室也百枚より二百枚開板す一書に別字甚多字  
是あり中作らざる是初版法書の後集なり同日山崎宗鑑筆十六代集日記唯公抄は是れありあり九日  
号應榮新為人著書の定法筆也今集逍遙院株名院筆十六代集本抄は是れ満多と  
礼小を伴ふといふ満りて云古今集の願不果也云々十日公承元今此院小法法大所去心位  
及凡依此の成のよ讀する系親玉逍遙院株名院筆修勢抄治二部同源氏抄源系是二卷  
其定法筆の初勅撰小を伴う法入目と稱うは十二日在禪閣 清和抄に、去今の連高と  
其初を十九日傳令外來法是れ今宗文庫より豊後國白尾正史之今出川宗小徳より今是と  
をせらる合此篇同上篇不異也廿二日孔を井雅庸源氏抄源系之箇の大事お徳を文をわめり  
奉九月七日今日松橋大炊助源系秀相父秀賢不吉小依て徳目四札とて系上之送物  
として三代実録六十巻是と載す同日十巻不吉とて同日二日金比院よりして史合六十冊  
以文庫へ納む又延長武群去治要 中味へ返す及び去史九月十日日註本のみ及び所治  
以傳史後肉 四巻廿二日廿二日条城小 今清也大板源抄小依て同日廿四日日本の記録等

一書方伴如き一寺より能去十人々南群も人足城へ書方金比院板金伴也連  
名入山十巻同日廿七日又山傍法又十人南群も金比院小於て法家の記録一か二部の  
出字もあつた一抄は林中一抄は江戸一抄は後河小重一ありあり一は信長系道長  
系より同廿八日入山今交也去掃骨長も大老の介八人抄小加ふへ書中法是日廿九日  
板金伴等も一は次山は妙是より替林圓善抄純文抄法家系系中抄要法も  
杖束集本圓もを子傳尾也又日本十月廿日南群も金比院山と抄同法合二  
条と書む金比院板金伴等連累て同日二条及よりに次等も是れ記を焼る  
同日日行利市正大坂色この後法と抄中四之中井大和と作れり大坂系その法書  
を焼る中井大和は徳永十八年大坂法中(中條)に徳永同日六日吉田村法院抄系書  
七冊に抄出(印)法家系系書の末に抄録の要書なり同日九日南光坊信長系史の同二系抄録  
其今法家の記録山家小於て日本法紀弘仁貞類抄武敷聚史史敷聚六代抄小他門子五  
とて南光坊正史作書する記録本書立即信長系及南光坊院系書せらるるに

山雨抄の本出書ありき有き月十日 仙洞より教取三代格六巻を武より一条院より集代  
記十六巻教取書史二巻古語拾遺名法要集神皇正統記南光坊院使とて抄本は夜  
小及て有き 清原小於て是と讀む月十日 白紙の巻菅四封紙月十日二条山登堂  
月十七日佐吉の山陣菅小 源清月日南光坊元次史 仙洞より令集解未月廿九日  
勅使廣橋大納言忠房之条大納言實條俊吉小来り山登堂の 勅を同日奉十月十日  
山登小依て南光坊法清の芝蔭を献じ其は山登堂の 勅を同日奉十月十日  
より南輝と云ふ山僧書写りの節迫り月止む月十八日実東大坂和時成月廿二日山登堂元  
智一門女二首傳長元日此唯公 清原不出門作子曰今各法家の記録と書あり傳信六公家  
より古今礼式法のお違ひさるべき先月お籠りの処小吉江を管へて作らる月廿二日承  
初小 入所月廿六日令院院 清原と云ふ今各作付らる記録小の内四封記古の記録文  
粹卷の文集無天記秋日本紀内裡式山櫻記教取三代格六巻を武より一条院より集代  
日記小四封記古の記録日本紀の神祇院より出月記の冷泉より三代実原の二条大納言より文徳天皇  
の廣橋大納言より西文記の至生官勢より山櫻記の九巻及より教取文集の八巻より山登堂の二条

及より内裡式ハ  
古勢より出書月廿八日案内月廿九日智恩院八宮文卷と云ふ一条院廣橋大納言之条大  
納言 山對面月詠七巻と持らる月廿九日今夕白馬宮令喘方の准后親王位階多友  
勢多以下も作小曰是も是月廿九日の分條令格式を考られ後府より作然と云ふの  
此作出是年乃妻学校と洛陽小建むと云ふ是と評さる 乃妻年譜小十九年先是先生  
尚可之將相彼擇揚依去 華不果此冬遠有大以之限又懼備少此小道春与法教 即其白法建  
摩序於後教と信乃作 幕下 謂即曰道春自欲居摩序別を誰を對曰物 山院教の  
是より後十七年と信て妻小七本小あり初て摩序と聞んとするの二巻ありまより二巻と信て  
て聖事と月十七日 台書を摩序に流りたるを考へて先典と傳せりめらる小あり 乃妻の  
學を傳せたる妻の德教有力と 元和元年 改 正月 首系 登堂月八日寫張りの中本の  
十日より書入るる作出する月十日南輝と小依て記録出書格月十日 仙洞の由又十八巻  
洋信出書と令せらる月廿二日録日日本の記録出書卒業月八日 仙洞の中又十日令  
地院出書免振子付於後府有去振と云ふ 山登堂の中月十日後府小 遷清月廿九日  
後府より名護屋より出せらる山登堂月十九日令院道去系於より長府と云ふ山僧の  
付らるる書寫より上巻の中より南輝不出門あり山登堂教取月廿一日法家 勅書の書物

披蒙りてさく由上流の時法家(中)点流の上由法家作定らるる(中)史之(大)第一流板抄の事作せ  
出さるる(中)史之(中)二条(中)後(小)茶紙を借らるる(中)廿二(中)日(大)第一流板抄の事作せ(中)小依(中)法  
凡(中)古(中)跡(中)流(中)抄(中)物(中)六(中)七(中)人(中)如(中)す(中)し(中)き(中)方(中)由(中)流(中)也(中)日(中)毎(中)日(中)来(中)候(中)も(中)不(中)二(中)卷(中)へ(中)大(中)茶(中)二(中)流(中)又(中)之(中)卷(中)一(中)冊(中)を  
借(中)小(中)依(中)也(中)是(中)ま(中)及(中)春(中)等(中)て(中)群(中)古(中)治(中)要(中)綱(中)卷(中)以(中)補(中)う(中)む(中)日(中)来(中)日(中)二(中)日(中)才(中)延(中)山(中)之(中)ま(中)より(中)并  
船(中)文(中)粹(中)上(中)述(中)三(中)冊(中)来(中)り(中)記(中)録(中)由(中)字(中)本(中)の(中)長(中)持(中)三(中)枝(中)系(中)於(中)より(中)来(中) 中(中)前(中)上(中)月(中)大(中)坂(中)再  
交(中)の(中)流(中)を(中)五(中)小(中)依(中)て(中)合(中)せ(中)下(中)て(中)大(中)坂(中)再(中)征(中)の(中)事(中)紀(中)承(中)日(中)十(中)日(中)名(中)護(中)屋(中)由(中)登(中)智(中)日(中)十(中)八(中)日(中)二(中)条(中)城(中)小  
入(中)河(中)日(中)廿(中)日 台(中)廟(中)由(中)登(中)智 由(中)封(中)秋(中)日(中)奉(中)又(中)月(中)茶(中)懸(中)山(中)陣(中)營(中)小 法(中)清(中)日(中)二(中)日(中)出(中)世(中)但(中)言  
去(中)九(中)日(中)合(中)致(中)の(中)佳(中)房(中)日(中)記(中)録(中)と(中)執(中)事(中)日(中)又(中)日 大(中)清(中)所(中)二(中)条(中)の(中)由(中)所(中)由(中)勅(中)令(中)日(中)八(中)日(中)茶(中)回(中)山  
出(中)清(中)京(中)於(中)由(中)内(中)在(中)二(中)条(中)由(中)所 总(中)清(中)日(中)七(中)日(中)大(中)坂(中)后(中)城(中)日(中)八(中)日(中)豊(中)后(中)秀(中)叔(中)母(中)子(中)自(中)是(中)日(中)九(中)日(中)法(中)物  
史(中)城(中)也(中)祝(中)美(中)上(中)月(中)十(中)日(中)廿(中)日(中)茶(中)内(中)日(中)奉(中)日(中)廿(中)日(中)延(中)山(中)一(中)本(中)物(中)文(中)粹(中)を(中)送(中)す(中)日(中)毎(中)日 大(中)清(中)所  
亦(中)殿(中)小 出(中)清(中)一(中)本(中)及(中)妻(中)新(中)版(中)大(中)茶(中)一(中)流(中)十(中)流(中)後(中)所(中)り(中)抄(中)本 出(中)流(中)の(中)史(中)文(中)字(中)群(中)作(中)白  
一(中)部(中)每(中)小(中)茶(中)下(中)と(中)押(中)之(中)法(中)字(中)に(中)書(中)附(中)ま(中)す(中)と(中)是(中)日(中)二(中)条(中)由(中)後(中)教(中)寄(中)屋(中)也(中)金(中)比(中)院(中)史(中)也(中)と(中)て

由(中)流(中)也(中)と(中)思(中)按(中)推(中)積(中)せ(中)ら(中)る(中)事(中)出(中)目(中)百(中)三(中)十(中)餘(中)日(中)壬(中)午(中)月(中)八(中)日(中)傍(中)廓(中)山(中)小(中)大(中)茶(中)一(中)流(中)と(中)爲(中)る(中)日  
金(中)比(中)院(中)本(中)物(中)文(中)粹(中)友(中)記(中)と(中)抄(中)本(中)と(中)て 清(中)流(中)又(中)備(中)本(中)物(中)の(中)中(中)甲(中)列(中)身(中)延(中)山(中)之(中)を(中)も(中)より(中)此(中)茶(中)紙  
仍(中)く(中)先(中)日(中)六(中)日(中)流(中)小(中)法(中)作(中)付(中)令(中)出(中)写(中)流(中)小(中)取(中)也(中)有(中)一(中)卷(中)不(中)足(中)の(中)處(中)を(中)去(中)茶(中)紙(中)小(中)取(中)と(中)探(中)出(中)し  
清(中)流(中)小(中)依(中)小(中)依(中)小(中)補(中)写(中)す(中)き(中)中(中)依(中)出(中)さ(中)る(中)は(中)一(中)卷(中)出(中)來(中)考(中)情(中)の(中)中(中)及(中)妻(中)新(中)版(中)清(中)感(中)き(中) 中(中)本  
本(中)物(中)文(中)粹(中)身(中)延(中)山(中)一(中)本(中)自(中)二(中)至(中)上(中)日(中)才(中)卷(中)不(中)足(中)之(中)見(中)先(中)光(中)記(中)室(中)六(中)月(中)九(中)日(中)の(中)條(中)以(中)本(中)物(中)文(中)粹(中)全(中)部(中)十(中)冊(中)長  
紙(中)の(中)後(中)に(中)下(中)出(中)來(中)列(中)三(中)條(中)小(中)依(中)へ(中)抄(中)本(中)抄(中)井(中)と(中)ま(中)茶(中)と(中)抄(中)本(中)と(中)今(中)写(中)と(中)二(中)部(中)同(中)條(中)上(中)の(中)一(中)の(中)卷(中)を(中)延(中)山(中)の(中)身(中)  
不(中)足(中)之(中)を(中)去(中)茶(中)紙(中)小(中)取(中)と(中)探(中)出(中)し(中) 中(中)條(中)一(中)本(中)自(中)二(中)至(中)上(中)日(中)才(中)卷(中)不(中)足(中)之(中)見(中)先(中)光(中)記(中)室(中)六(中)月(中)九(中)日(中)の(中)條(中)以(中)本(中)物(中)文(中)粹(中)全(中)部(中)十(中)冊(中)長  
今(中)写(中)と(中)二(中)部(中)同(中)條(中)上(中)の(中)一(中)の(中)卷(中)を(中)延(中)山(中)の(中)身(中) 中(中)條(中)一(中)本(中)自(中)二(中)至(中)上(中)日(中)才(中)卷(中)不(中)足(中)之(中)見(中)先(中)光(中)記(中)室(中)六(中)月(中)九(中)日(中)の(中)條(中)以(中)本(中)物(中)文(中)粹(中)全(中)部(中)十(中)冊(中)長  
唯(中)流(中)小(中)依(中)注(中)疏(中)小(中)中(中)井(中)大(中)和(中)寺(中)金(中)比(中)院(中)を(中)以(中)て 清(中)流(中)小(中)依(中)小(中)依(中)院(中)記(中)去(中)の(中)兩(中)中(中)て(中)云(中)此  
也(中)先(中)師(中)其(中)稿(中)も(中)多(中)聞(中)院(中)お(中)得(中)す(中)如(中)之(中)日(中)十七(中)日(中)合(中)泉(中)中(中)納(中)云(中)大(中)比(中)叡(中)寺(中)合(中)一(中)冊(中)と(中)取(中)也(中)日  
廿(中)二(中)日(中)本(中)物(中)文(中)粹(中)一(中)部(中)友(中)傳(中)券(中)を(中)以(中) 抄(中)本(中)抄(中)本(中)を(中)せ(中)ら(中)る(中)日(中)廿(中)三(中)日(中)陳(中)第(中)寺(中)以(中)京(中)不(中)定(中)家(中)寺(中)傳(中)藏(中)の  
女(中)自(中)筆(中)の(中)古(中)今(中)集(中)二(中)部(中)と(中)抄(中)本(中)と(中)て 清(中)流(中)小(中)依(中)小 清(中)流(中)小(中)依(中)小(中)依(中)入(中)小(中)依(中)て(中)は(中)を(中)上(中)流(中)交(中)り(中)再(中)次  
云(中)上(中)流(中)と(中)史(中)氏(中)改(中)宗(中)り(中)親(中)毒(中)の(中)懸(中)り(中)と(中)し(中)と(中)是(中)後(中)迄(中)初(中)ら(中)る(中)日(中)廿(中)四(中)日 將軍(中)家(中)金(中)比(中)院(中)を  
以(中)て(中)武(中)家(中)の(中)由(中)法(中)家(中)系(中)と(中)の(中)法(中)出(中)の(中)由(中)内(中)院(中)作(中)成(中)ら(中)る(中)日(中)廿(中)六(中)日(中)茶(中)東(中)寺(中)宝(中)護(中)院(中)果(中)定(中)寺(中)長(中)茶







宣下

九月十八日 放りて中書省を別漢庵と称し

九月十八日 放りて中書省を別漢庵と称し

九月十八日 放りて中書省を別漢庵と称し

九月十八日 放りて中書省を別漢庵と称し

九月十八日 放りて中書省を別漢庵と称し

九月十八日 放りて中書省を別漢庵と称し

九月十八日 放りて中書省を別漢庵と称し

九月十八日 放りて中書省を別漢庵と称し

九月十八日 放りて中書省を別漢庵と称し

九月十八日 放りて中書省を別漢庵と称し

台徳院殿御世

秀忠公清事

秀忠宮守之男

西廊の局

九月十八日 放りて中書省を別漢庵と称し

九月十八日 放りて中書省を別漢庵と称し

後行のふ二月日長久生 （山田宗茂） 二月廿日大坂の伏見へ出陣日廿日持之綱云

從二位日廿九日 以東内月事に月十日伏見 以東遠江へ 遷行八月十二日後形美生 （山田宗茂）

（山田宗茂） 十二月廿日通遠江宗茂後形美生 文 廿二日 七年正月 東照宮より東に於て二十万石をせ

らる （山田宗茂） 二十万石をせ 廿二日 七年正月 東照宮より東に於て二十万石をせ

通院 十月七日の老任大を請大に右察山監 廿九日 二月五日田原より長政又如水孝言

の遺物東艦を船に六月十日 以入浴日十日 以東内 （山田宗茂） 神祖至赤

井田 （山田宗茂） 廿二日 七年正月 東照宮より東に於て二十万石をせ

生 （山田宗茂） 廿二日 七年正月 東照宮より東に於て二十万石をせ

東照宮の輝 後日十六日二条城小於て將軍 宣下内大長征夫大將軍二任を請ふ

元のり 一系源和時兼支院別為源氏長共本車と辨されて陸多兵仗を擧る月廿日

以東内月事に月廿七日公々二条城小を請ふ是日伏見へ 遷行 廿二日 七年正月 東照宮より東に於て二十万石をせ

後日廿九日廿九日 廿二日 七年正月 東照宮より東に於て二十万石をせ

朝鮮

小千代宗茂の初 山田宗茂 元和元年二月 遷行 後日廿九日廿九日 廿二日 七年正月 東照宮より東に於て二十万石をせ

十月廿日和子生 （山田宗茂） 廿二日 七年正月 東照宮より東に於て二十万石をせ

學校を寄松小令一活版東艦へ朱墨の点を加え老ある 七月清涼寺久小疏城を傷の

以東下 一功功を賞せらる 八月後形美 廿二日 七年正月 東照宮より東に於て二十万石をせ

江戸小坂年事 廿二日 七年正月 東照宮より東に於て二十万石をせ

六

十九

初



三月小正月 遷清同年六月尾張守忠護在城を築き  
山城營築故同年八月廿八日琉球王尚寧始て入朝是年侍從吉田玄安父宗胸う遺  
物千金方と執事 廿六年三月廿九日江戸城山菅後始る同月廿七日 淺陽院院讓位

同年四月十二日 淺水尾院即位 後陽成院院才三 同年八月廿七日 山定親生

同年八月廿七日 山定親生 山定親生 山定親生

同年八月廿七日 山定親生 山定親生 山定親生

同年八月廿七日 山定親生 山定親生 山定親生

同年八月廿七日 山定親生 山定親生 山定親生

同年八月廿七日 山定親生 山定親生 山定親生

同年八月廿七日 山定親生 山定親生 山定親生

同年八月廿七日 山定親生 山定親生 山定親生

禁中  
初定定  
無上

同年八月廿七日 山定親生 山定親生 山定親生

同年八月廿七日 山定親生 山定親生 山定親生

同年八月廿七日 山定親生 山定親生 山定親生

同年八月廿七日 山定親生 山定親生 山定親生

同年八月廿七日 山定親生 山定親生 山定親生

同年八月廿七日 山定親生 山定親生 山定親生

同年八月廿七日 山定親生 山定親生 山定親生

同年八月廿七日 山定親生 山定親生 山定親生

同年八月廿七日 山定親生 山定親生 山定親生

同年八月廿七日 山定親生 山定親生 山定親生

同年八月廿七日 山定親生 山定親生 山定親生

同年八月廿七日 山定親生 山定親生 山定親生

同年八月廿七日 山定親生 山定親生 山定親生

同年八月廿七日 山定親生 山定親生 山定親生

同年八月廿七日 山定親生 山定親生 山定親生

同年八月廿七日 山定親生 山定親生 山定親生

同年八月廿七日 山定親生 山定親生 山定親生

同年八月廿七日 山定親生 山定親生 山定親生

同年八月廿七日 山定親生 山定親生 山定親生

同年八月廿七日 山定親生 山定親生 山定親生

大坂  
神

同年四月十日 從一位大左衛門 同年六月廿四日 將任也後長以統あり 淺大左衛門

同年四月十日 從一位大左衛門 同年六月廿四日 將任也後長以統あり 淺大左衛門

同年四月十日 從一位大左衛門 同年六月廿四日 將任也後長以統あり 淺大左衛門

同年四月十日 從一位大左衛門 同年六月廿四日 將任也後長以統あり 淺大左衛門

同年四月十日 從一位大左衛門 同年六月廿四日 將任也後長以統あり 淺大左衛門

同年四月十日 從一位大左衛門 同年六月廿四日 將任也後長以統あり 淺大左衛門

同年四月十日 從一位大左衛門 同年六月廿四日 將任也後長以統あり 淺大左衛門

同年四月十日 從一位大左衛門 同年六月廿四日 將任也後長以統あり 淺大左衛門

同年四月十日 從一位大左衛門 同年六月廿四日 將任也後長以統あり 淺大左衛門

同年四月十日 從一位大左衛門 同年六月廿四日 將任也後長以統あり 淺大左衛門

同年四月十日 從一位大左衛門 同年六月廿四日 將任也後長以統あり 淺大左衛門

同年四月十日 從一位大左衛門 同年六月廿四日 將任也後長以統あり 淺大左衛門

同年四月十日 從一位大左衛門 同年六月廿四日 將任也後長以統あり 淺大左衛門

同年四月十日 從一位大左衛門 同年六月廿四日 將任也後長以統あり 淺大左衛門

同年四月十日 從一位大左衛門 同年六月廿四日 將任也後長以統あり 淺大左衛門

同年四月十日 從一位大左衛門 同年六月廿四日 將任也後長以統あり 淺大左衛門

同年四月十日 從一位大左衛門 同年六月廿四日 將任也後長以統あり 淺大左衛門

同年四月十日 從一位大左衛門 同年六月廿四日 將任也後長以統あり 淺大左衛門



て各事も優ふ小十人宛の内史の御流しより任事し侍付に人臣とての事死仕は同年土  
月 廿九日あり小十人宛内史の御流しより任事し侍付に人臣とての事死仕は同年土  
月 廿九日あり小十人宛内史の御流しより任事し侍付に人臣とての事死仕は同年土  
月 廿九日あり小十人宛内史の御流しより任事し侍付に人臣とての事死仕は同年土  
月 廿九日あり小十人宛内史の御流しより任事し侍付に人臣とての事死仕は同年土  
月 廿九日あり小十人宛内史の御流しより任事し侍付に人臣とての事死仕は同年土

寛永元年三月六日水戸頼房の巻形 江戸より相付の御中納言  
頼宣のあり二月二条山城の巻形 江戸より相付の御中納言  
頼宣のあり二月二条山城の巻形 江戸より相付の御中納言

江戸より相付の御中納言 頼宣のあり二月二条山城の巻形  
江戸より相付の御中納言 頼宣のあり二月二条山城の巻形  
江戸より相付の御中納言 頼宣のあり二月二条山城の巻形

二月八日尾張屋巻形 江戸水戸頼房丹羽長重巻形 頼宣のあり二月二条山城の巻形  
二月八日尾張屋巻形 江戸水戸頼房丹羽長重巻形 頼宣のあり二月二条山城の巻形

二月八日尾張屋巻形 江戸水戸頼房丹羽長重巻形 頼宣のあり二月二条山城の巻形  
二月八日尾張屋巻形 江戸水戸頼房丹羽長重巻形 頼宣のあり二月二条山城の巻形

二月八日尾張屋巻形 江戸水戸頼房丹羽長重巻形 頼宣のあり二月二条山城の巻形  
二月八日尾張屋巻形 江戸水戸頼房丹羽長重巻形 頼宣のあり二月二条山城の巻形

二月八日尾張屋巻形 江戸水戸頼房丹羽長重巻形 頼宣のあり二月二条山城の巻形  
二月八日尾張屋巻形 江戸水戸頼房丹羽長重巻形 頼宣のあり二月二条山城の巻形

二月八日尾張屋巻形 江戸水戸頼房丹羽長重巻形 頼宣のあり二月二条山城の巻形  
二月八日尾張屋巻形 江戸水戸頼房丹羽長重巻形 頼宣のあり二月二条山城の巻形

二月八日尾張屋巻形 江戸水戸頼房丹羽長重巻形 頼宣のあり二月二条山城の巻形  
二月八日尾張屋巻形 江戸水戸頼房丹羽長重巻形 頼宣のあり二月二条山城の巻形

二月八日尾張屋巻形 江戸水戸頼房丹羽長重巻形 頼宣のあり二月二条山城の巻形  
二月八日尾張屋巻形 江戸水戸頼房丹羽長重巻形 頼宣のあり二月二条山城の巻形

二月八日尾張屋巻形 江戸水戸頼房丹羽長重巻形 頼宣のあり二月二条山城の巻形  
二月八日尾張屋巻形 江戸水戸頼房丹羽長重巻形 頼宣のあり二月二条山城の巻形

二月八日尾張屋巻形 江戸水戸頼房丹羽長重巻形 頼宣のあり二月二条山城の巻形  
二月八日尾張屋巻形 江戸水戸頼房丹羽長重巻形 頼宣のあり二月二条山城の巻形

二月八日尾張屋巻形 江戸水戸頼房丹羽長重巻形 頼宣のあり二月二条山城の巻形  
二月八日尾張屋巻形 江戸水戸頼房丹羽長重巻形 頼宣のあり二月二条山城の巻形

山送令を揚入又ハ自浪と揚す  
河原所ハ堤中納言長政を息女織田右府の娘と賜ふ  
織田右府長政の妹河原所出陣ハ達子武元親の御孫と稱す  
秀吉ハ自浪ハ達子ハ文福元年九月廿七日伏見城ハハ入換實元永二年九月十日豊前守年  
日坊上守ハ由緒送山宗源院殿と稱し永元元年十月十一日従一位と増らる  
長政ハ由二位中納言と増らる

大猷院殿御世

家光公御事ハ

仁徳院殿出納男加母堂ハ豊後秀吉公長女美濃守納言也

并長政

武元長 九年七月十七日江戸西丸ニ誕生

母河原所内侍長政の御孫也  
竹子代母と称す  
元和二年十月

八月廿五日壬午西丸ニ召置 美濃守と称す  
元和二年十月

廿日西丸ニ召置 元和六年三月廿日西丸ニ召置 元和十二年十月十日従一位と増らる

九月七日召置 家光公 武元長 四年九月廿日西丸ニ召置 元和十二年十月十日従一位と増らる

山内右衛門尉家光公 武元長 四年九月廿日西丸ニ召置 元和十二年十月十日従一位と増らる

山内右衛門尉家光公 武元長 四年九月廿日西丸ニ召置 元和十二年十月十日従一位と増らる

山内右衛門尉家光公 武元長 四年九月廿日西丸ニ召置 元和十二年十月十日従一位と増らる

山内右衛門尉家光公 武元長 四年九月廿日西丸ニ召置 元和十二年十月十日従一位と増らる

山内右衛門尉家光公 武元長 四年九月廿日西丸ニ召置 元和十二年十月十日従一位と増らる

山内右衛門尉家光公 武元長 四年九月廿日西丸ニ召置 元和十二年十月十日従一位と増らる

山内右衛門尉家光公 武元長 四年九月廿日西丸ニ召置 元和十二年十月十日従一位と増らる

山内右衛門尉家光公 武元長 四年九月廿日西丸ニ召置 元和十二年十月十日従一位と増らる

山内右衛門尉家光公 武元長 四年九月廿日西丸ニ召置 元和十二年十月十日従一位と増らる

山内右衛門尉家光公 武元長 四年九月廿日西丸ニ召置 元和十二年十月十日従一位と増らる

山内右衛門尉家光公 武元長 四年九月廿日西丸ニ召置 元和十二年十月十日従一位と増らる

山内右衛門尉家光公 武元長 四年九月廿日西丸ニ召置 元和十二年十月十日従一位と増らる

山内右衛門尉家光公 武元長 四年九月廿日西丸ニ召置 元和十二年十月十日従一位と増らる

山内右衛門尉家光公 武元長 四年九月廿日西丸ニ召置 元和十二年十月十日従一位と増らる

山内右衛門尉家光公 武元長 四年九月廿日西丸ニ召置 元和十二年十月十日従一位と増らる

山内右衛門尉家光公 武元長 四年九月廿日西丸ニ召置 元和十二年十月十日従一位と増らる

山内右衛門尉家光公 武元長 四年九月廿日西丸ニ召置 元和十二年十月十日従一位と増らる

山内右衛門尉家光公 武元長 四年九月廿日西丸ニ召置 元和十二年十月十日従一位と増らる

山内右衛門尉家光公 武元長 四年九月廿日西丸ニ召置 元和十二年十月十日従一位と増らる

山内右衛門尉家光公 武元長 四年九月廿日西丸ニ召置 元和十二年十月十日従一位と増らる

猷



あし殿之系宗家出お件六月日犯凌辱之如友犯法之如廣運意によりて不從没収出羽庄内へ

犯流八月十日由月也等刑於莊屋中中井上三三切殺大元親八郎等切殺之刑於莊屋中

係り者若くは依りて半一は概小宗家にて送限り存切殺一十人出羽の如く重りいり十人其本

久をの抱海ゆ六刑殺已と実罪も本宗とも不承久をの抱海ゆ其重一倍の如く持たる

尤本之致及清乃山小捕一ゆい神の宗と支頼起にありせり人寛永九年四月八日

是寛永九年四月八日通主とて侍讀とてしめ海濱と清一貞親政要と讀一ひ月分令地院和漢

通月往來を讀と九月日彼の如く々中府小の整居九月八日小十人出羽小十人が塔あり二百

儀よりいある寛永九年四月八日通主とて侍讀とてしめ海濱と清一貞親政要と讀一ひ月分令地院和漢

固小建らる此年冬より法と院の未と去上寛永十年正月出軍役の次身

此年二月廿日石以下の小性地と云院大心殿の士小二石以下寛永十年正月出軍役の次身

出羽

出羽

出羽

出羽

出羽

出羽

出羽

出羽の如く... 寛永九年四月八日通主とて侍讀とてしめ海濱と清一貞親政要と讀一ひ月分令地院和漢

出羽の如く... 寛永九年四月八日通主とて侍讀とてしめ海濱と清一貞親政要と讀一ひ月分令地院和漢

出羽の如く... 寛永九年四月八日通主とて侍讀とてしめ海濱と清一貞親政要と讀一ひ月分令地院和漢

出羽の如く... 寛永九年四月八日通主とて侍讀とてしめ海濱と清一貞親政要と讀一ひ月分令地院和漢

出羽の如く... 寛永九年四月八日通主とて侍讀とてしめ海濱と清一貞親政要と讀一ひ月分令地院和漢

出羽の如く... 寛永九年四月八日通主とて侍讀とてしめ海濱と清一貞親政要と讀一ひ月分令地院和漢

出羽の如く... 寛永九年四月八日通主とて侍讀とてしめ海濱と清一貞親政要と讀一ひ月分令地院和漢

出羽の如く... 寛永九年四月八日通主とて侍讀とてしめ海濱と清一貞親政要と讀一ひ月分令地院和漢

出羽の如く... 寛永九年四月八日通主とて侍讀とてしめ海濱と清一貞親政要と讀一ひ月分令地院和漢

出羽の如く... 寛永九年四月八日通主とて侍讀とてしめ海濱と清一貞親政要と讀一ひ月分令地院和漢

出羽の如く... 寛永九年四月八日通主とて侍讀とてしめ海濱と清一貞親政要と讀一ひ月分令地院和漢

出羽の如く... 寛永九年四月八日通主とて侍讀とてしめ海濱と清一貞親政要と讀一ひ月分令地院和漢

出羽の如く... 寛永九年四月八日通主とて侍讀とてしめ海濱と清一貞親政要と讀一ひ月分令地院和漢

出羽の如く... 寛永九年四月八日通主とて侍讀とてしめ海濱と清一貞親政要と讀一ひ月分令地院和漢

出羽の如く... 寛永九年四月八日通主とて侍讀とてしめ海濱と清一貞親政要と讀一ひ月分令地院和漢

献

二十五



候るもの候ハ也所存小在はるまじりて  
可とこそ初はて候と云ふ候は候とあり 是年江戸中區東横田中區南區をく馬陣探出小命せられ

東照天出縁起の果と他ら志めし 寛永十四年三月天海法師の法小仍て赤敷山にて大徳

行初刻のより命令せし 赤敷山にて 寛永十四年三月天海法師の法小仍て赤敷山にて大徳

孫十一年二月十日遊歴長松院後 七月八日星月と曇く七月堀田正盛とて左邊へ遷すの儀と海鏡は

華勝とて山内為松蓮社 七月八日星月と曇く七月堀田正盛とて左邊へ遷すの儀と海鏡は

て傍土の回答とていふはるる(三)の由沙法を同年十月より北東清系耶蘇の儀縁起約玉の法友

細川兼田源号有る。之は赤木の法天の時を卒て傍土を因むに府より板倉内藤心守思存候

十巻と陣代小並言は奉西丸山里小於て中表士の的射 上院寛永十八年三月初半存置り佐細

台命とて是れ清系小對向耶蘇の儀縁起に月信徳江戸へ分陣法入り皆本小不別旋走是年

赤川東海寺の建立 万松山東海寺開基 寛永十六年三月廿日 出宮上七月八日 紀業山出

寺物系と違らる 同日元小七月八日 出宮上七月八日 紀業山出 寺物系と違らる

天文四年焼か 九月十月廿日 出宮上七月八日 紀業山出 寺物系と違らる

夜中皆とて 九月十月廿日 出宮上七月八日 紀業山出 寺物系と違らる

出縁起とて之の家方へ内又せめらる 月廿八日 出縁起年業内十月十日 日光出縁起とて海井法鏡

弓樹 上院

中丸 受上

を以て紀伊亞相宅(巻)の故序入尾張亞相水と云ふ門前 日光出縁起の儀縁起に月信徳江戸へ分陣法入り皆本小不別旋走是年

との儀縁起の末に云 家光ののまの御願に依りて願とて一人不修とては縁起に依りて

赤坂大権現圓修の儀と縁起小男一末代小傳を依りて願とて一人不修とては縁起に依りて

と、是年松平小治守右衛門小權長源法鏡とて湯島小探頭儀小補せらる 寛永十七年二月

四月九日 赤坂大権現圓修の儀と縁起小男一末代小傳を依りて願とて一人不修とては縁起に依りて

同月又日 赤坂大権現圓修の儀と縁起小男一末代小傳を依りて願とて一人不修とては縁起に依りて

赤坂大権現圓修の儀と縁起小男一末代小傳を依りて願とて一人不修とては縁起に依りて

寛永九月十六日 赤坂大権現圓修の儀と縁起小男一末代小傳を依りて願とて一人不修とては縁起に依りて

桶町より火風起る候八ヶ余家焼失二月七日赤坂の赤坂を編纂せしる 寛永十八年三月廿八日 出

同日元小二月七日赤坂大権現圓修の儀と縁起小男一末代小傳を依りて願とて一人不修とては縁起に依りて

と云ふは赤坂大権現圓修の儀と縁起小男一末代小傳を依りて願とて一人不修とては縁起に依りて

中區せらるの遊樂也 大徳法鏡出縁起小男一末代小傳を依りて願とて一人不修とては縁起に依りて

ははのまの儀縁起に依りて願とて一人不修とては縁起に依りて

門前院系列紀小答依修連とて願とて一人不修とては縁起に依りて

是れを初と撰述せしめらる 同月廿八日 出縁起年業内十月十日 日光出縁起とて海井法鏡

猷

二十七



纂に後... 嘉永十八年... 嘉永十九年... 嘉永二十年...

二月より八月... 天下大小... 大橋主政小治...

八月... 九月... 十月... 十一月... 十二月...

人名

表

八月... 九月... 十月... 十一月... 十二月... 嘉永十八年... 嘉永十九年... 嘉永二十年...

十六卷... 十七卷... 十八卷... 十九卷... 二十卷...

二十卷... 二十一卷... 二十二卷... 二十三卷... 二十四卷...

二十五卷... 二十六卷... 二十七卷... 二十八卷... 二十九卷...

三十卷... 三十一卷... 三十二卷... 三十三卷... 三十四卷...

三十五卷... 三十六卷... 三十七卷... 三十八卷... 三十九卷...

四十卷... 四十一卷... 四十二卷... 四十三卷... 四十四卷...

四十五卷... 四十六卷... 四十七卷... 四十八卷... 四十九卷...



竹前或曰二陪周老席此等執政甚秘友  
全く亦不執筆之略記相存於家  
徳月記に云く本月八日  
翌日記に云く本月八日  
翌日記に云く本月八日

四月十六日夜月暈あり  
五月十日日食あり  
六月十日日食あり

六月十日日食あり  
七月十日日食あり  
八月十日日食あり

八月十日日食あり  
九月十日日食あり  
十月十日日食あり

十月十日日食あり  
十一月十日日食あり  
十二月十日日食あり

十二月十日日食あり  
一月十日日食あり  
二月十日日食あり

二月十日日食あり  
三月十日日食あり  
四月十日日食あり

四月十日日食あり  
五月十日日食あり  
六月十日日食あり

六月十日日食あり  
七月十日日食あり  
八月十日日食あり

八月十日日食あり  
九月十日日食あり  
十月十日日食あり

十月十日日食あり  
十一月十日日食あり  
十二月十日日食あり

十二月十日日食あり  
一月十日日食あり  
二月十日日食あり

二月十日日食あり  
三月十日日食あり  
四月十日日食あり

四月十日日食あり  
五月十日日食あり  
六月十日日食あり

六月十日日食あり  
七月十日日食あり  
八月十日日食あり

八月十日日食あり  
九月十日日食あり  
十月十日日食あり

蔵

二十

北

武井上忍の由緒  
武井上忍の由緒  
武井上忍の由緒

武井上忍の由緒  
武井上忍の由緒  
武井上忍の由緒

武井上忍の由緒  
武井上忍の由緒  
武井上忍の由緒

武井上忍の由緒  
武井上忍の由緒  
武井上忍の由緒

武井上忍の由緒  
武井上忍の由緒  
武井上忍の由緒

武井上忍の由緒  
武井上忍の由緒  
武井上忍の由緒

武井上忍の由緒  
武井上忍の由緒  
武井上忍の由緒

武井上忍の由緒  
武井上忍の由緒  
武井上忍の由緒

武井上忍の由緒  
武井上忍の由緒  
武井上忍の由緒

武井上忍の由緒  
武井上忍の由緒  
武井上忍の由緒

武井上忍の由緒  
武井上忍の由緒  
武井上忍の由緒

以存遺 必也... 寶曆十三年四月十六日... 寶曆十三年四月十六日... 寶曆十三年四月十六日...

嚴有院殿御世 家綱公山奉ハ 大猷院殿出馬男山坊堂ハ本之太弁利長女

元永十八年八月之日知上列由元九子 元永十九年二月九日... 元永二十年...

元永二十年八月廿二日... 元永二十一年... 元永二十二年...

元永二十三年... 元永二十四年... 元永二十五年...

元永二十六年... 元永二十七年... 元永二十八年...

元永二十九年... 元永三十年... 元永三十一年...

元永三十二年... 元永三十三年... 元永三十四年...

元永三十五年... 元永三十六年... 元永三十七年...

西九

初君小新... 改要漢科... 日十月格之西九... 表出の表上改と... 西曆二年七月より九... 西九の表出の表上改と... 西九の表出の表上改と...

の用法と考索... 表小今奉より... 西九の表出の表上改と... 西九の表出の表上改と... 西九の表出の表上改と...

山江... 表小今奉より... 西九の表出の表上改と... 西九の表出の表上改と... 西九の表出の表上改と...

水川

表小今奉より... 西九の表出の表上改と... 西九の表出の表上改と... 西九の表出の表上改と...

西九

表小今奉より... 西九の表出の表上改と... 西九の表出の表上改と... 西九の表出の表上改と...

表小今奉より... 西九の表出の表上改と... 西九の表出の表上改と... 西九の表出の表上改と...

表小今奉より... 西九の表出の表上改と... 西九の表出の表上改と... 西九の表出の表上改と...

表小今奉より... 西九の表出の表上改と... 西九の表出の表上改と... 西九の表出の表上改と...

表小今奉より... 西九の表出の表上改と... 西九の表出の表上改と... 西九の表出の表上改と...

表小今奉より... 西九の表出の表上改と... 西九の表出の表上改と... 西九の表出の表上改と...

表小今奉より... 西九の表出の表上改と... 西九の表出の表上改と... 西九の表出の表上改と...

水川

表小今奉より... 西九の表出の表上改と... 西九の表出の表上改と... 西九の表出の表上改と...

嚴

三十一



其の年中に... 月一日... 九月... 七月... 六月... 五月... 四月... 三月... 二月... 一月...  
其の年中に... 月一日... 九月... 七月... 六月... 五月... 四月... 三月... 二月... 一月...  
其の年中に... 月一日... 九月... 七月... 六月... 五月... 四月... 三月... 二月... 一月...

其の年中に... 月一日... 九月... 七月... 六月... 五月... 四月... 三月... 二月... 一月...  
其の年中に... 月一日... 九月... 七月... 六月... 五月... 四月... 三月... 二月... 一月...  
其の年中に... 月一日... 九月... 七月... 六月... 五月... 四月... 三月... 二月... 一月...





又皇命を以て其書を撰出するの事ありしは、  
校と初とを多量に承り、二十年ふたつに  
内十月廿五日院とて、黄令及時後と初とを  
奉考せしむるの由とあり、  
弘文院に於て、  
二弘文院太保、  
物類令に、  
抄の優典、  
修撰、  
考、  
編集、  
弘文、  
大史、  
同日、

通鑑

乃ち、  
方、  
十年、  
又、  
六月、  
秋、  
持、





二年十月十八日... 延宝三年六月日光... 長鏡林謀... 初...

入部... 延宝四年十月十日... 延宝七年六月... 延宝七年六月...

延宝八年六月六日... 延宝八年六月六日... 延宝八年六月六日...

延宝八年六月六日... 延宝八年六月六日... 延宝八年六月六日...

延宝八年六月六日... 延宝八年六月六日... 延宝八年六月六日...

延宝八年六月六日... 延宝八年六月六日... 延宝八年六月六日...

延宝八年六月六日... 延宝八年六月六日... 延宝八年六月六日...

延宝八年六月六日... 延宝八年六月六日... 延宝八年六月六日...

延宝八年六月六日... 延宝八年六月六日... 延宝八年六月六日...

延宝八年六月六日... 延宝八年六月六日... 延宝八年六月六日...

相...

三... 延宝八年六月六日... 延宝八年六月六日...

延宝八年六月六日... 延宝八年六月六日... 延宝八年六月六日...

延宝八年六月六日... 延宝八年六月六日... 延宝八年六月六日...

延宝八年六月六日... 延宝八年六月六日... 延宝八年六月六日...

延宝八年六月六日... 延宝八年六月六日... 延宝八年六月六日...

延宝八年六月六日... 延宝八年六月六日... 延宝八年六月六日...

延宝八年六月六日... 延宝八年六月六日... 延宝八年六月六日...

延宝八年六月六日... 延宝八年六月六日... 延宝八年六月六日...

延宝八年六月六日... 延宝八年六月六日... 延宝八年六月六日...

延宝八年六月六日... 延宝八年六月六日... 延宝八年六月六日...

常



冬冬武庫實錄十卷を撰上之 嘉慶二年二月廿二日...

冬冬武庫實錄十卷を撰上之 嘉慶二年二月廿二日...



春堅信... 大河内... 後河内... 徳教... 上院... 徳教... 後河内... 徳教... 上院... 徳教...  
春堅信... 大河内... 後河内... 徳教... 上院... 徳教... 後河内... 徳教... 上院... 徳教...  
春堅信... 大河内... 後河内... 徳教... 上院... 徳教... 後河内... 徳教... 上院... 徳教...

河法... 徳教... 上院... 徳教... 後河内... 徳教... 上院... 徳教...  
河法... 徳教... 上院... 徳教... 後河内... 徳教... 上院... 徳教...  
河法... 徳教... 上院... 徳教... 後河内... 徳教... 上院... 徳教...





二万石に松平が加増申上りしを以て海防と稱し、松平が水戸中納言云光閣と命とをて大將と稱せ  
三万石に松平が加増申上りしを以て海防と稱し、松平が水戸中納言云光閣と命とをて大將と稱せ  
後、松平が加増申上りしを以て海防と稱し、松平が水戸中納言云光閣と命とをて大將と稱せ  
元禄八年、松平が加増申上りしを以て海防と稱し、松平が水戸中納言云光閣と命とをて大將と稱せ  
八日、松平が加増申上りしを以て海防と稱し、松平が水戸中納言云光閣と命とをて大將と稱せ  
元禄八年、松平が加増申上りしを以て海防と稱し、松平が水戸中納言云光閣と命とをて大將と稱せ  
八日、松平が加増申上りしを以て海防と稱し、松平が水戸中納言云光閣と命とをて大將と稱せ  
元禄八年、松平が加増申上りしを以て海防と稱し、松平が水戸中納言云光閣と命とをて大將と稱せ

本誌  
元禄

元禄

の為る易の正溝造の正溝造は、清江浦の溝造を指す。清江浦は、清江浦の溝造を指す。清江浦は、清江浦の溝造を指す。  
元禄九年、松平が加増申上りしを以て海防と稱し、松平が水戸中納言云光閣と命とをて大將と稱せ  
八日、松平が加増申上りしを以て海防と稱し、松平が水戸中納言云光閣と命とをて大將と稱せ  
元禄八年、松平が加増申上りしを以て海防と稱し、松平が水戸中納言云光閣と命とをて大將と稱せ  
八日、松平が加増申上りしを以て海防と稱し、松平が水戸中納言云光閣と命とをて大將と稱せ  
元禄八年、松平が加増申上りしを以て海防と稱し、松平が水戸中納言云光閣と命とをて大將と稱せ

常

長あつ月十六日振巻令二条と精行せらる元禄十年壬午二月廿六日有月公伯若吉久高と奉

元禄十年壬午二月廿六日有月公伯若吉久高と奉  
了る元禄十年壬午二月廿六日有月公伯若吉久高と奉

二条を  
書置

月判金重用所 卯月元禄七年二月廿六日有月公伯若吉久高と奉

水戸公將吉子卿(八入輿) 卯月元禄七年二月廿六日有月公伯若吉久高と奉

条頒布せらる月七月二日有月公伯若吉久高と奉

二十一年八月廿六日有月公伯若吉久高と奉

珠樓新築成月廿二日 嚴有院敷(卯月廿二日)

卯月十八日有月公伯若吉久高と奉

三條を  
書置

年六月廿九日及卯若子年長法より依聖護院支度尾下向月十九日万石下月龍

本以救きりる白浪と以下月廿九日有月公伯若吉久高と奉

波難末の正数書重臣制禁江 卯月廿九日有月公伯若吉久高と奉

神田屋大聖殿焼亡制則列卿は月廿九日有月公伯若吉久高と奉

卯月廿九日有月公伯若吉久高と奉

卯月廿九日有月公伯若吉久高と奉

卯月廿九日有月公伯若吉久高と奉

卯月廿九日有月公伯若吉久高と奉

卯月廿九日有月公伯若吉久高と奉

常



將軍家西堂接昌院殿遊玄以月以秋等事也村事吟率月三刻奉明水月十日  
清揚院殿と信登澤と芝坊と石改葬中納言と務ら月十日長昌院殿御座中  
長性より東殿山改葬せらる月十日御座信長院殿御座二位叙中納言と清揚  
字福吉宗廟と擧ぐる 宝永二年二月十日持時渡基補正と重雲の叙も書しめらる 櫻門入  
徳門叙重吉字宗廟と二年雨成を味し三三語恭奉補正せら。 風年傳家永七年の叙は今十年  
於門体長と傳能依會同重吉の叙も八徳吉雲と叙字九事不詳を擧げず其の二也又改葬明澤  
基補正叙時清澤と重雲の叙も書しめらる 寶永二年二月十日持時渡基補正と重雲の叙も書しめらる 櫻門入  
又白狐五病背と二年一雨成を味し三三語恭奉補正せら。 風年傳家永七年の叙は今十年  
多相津櫻門再興始と九月十日御座長久地震 宝永二年二月十日持時渡基補正と重雲の叙も書しめらる 櫻門入

室字  
報次

成後院と号隠辰科二百俵幼月日波水等持院おいて將軍の民二百餘年云流  
波月十月日末刻東海大地震地波災傷田澤波人多死十月十日未刻又震波月廿日官宣武履  
天皇はより山焼出流会と擧ぐる也一連國大城破及び御座は天皇の御座は天皇の御座は天皇の御座は  
の御座は天皇の御座は天皇の御座は天皇の御座は天皇の御座は天皇の御座は天皇の御座は天皇の御座は  
張二刻回砂降砂村御座難儀私村村替也 宝永三月十日禁從院中次上 是の御座は天皇の御座は天皇の御座は

此處  
主上

第二列伏之洪水月七日己刻の西列の東叙及畿内大風神社仏閣等被倒掛行仙の御座  
波水月五日日末刻東海大地震地波災傷田澤波人多死十月十日未刻又震波月廿日官宣武履  
天皇はより山焼出流会と擧ぐる也一連國大城破及び御座は天皇の御座は天皇の御座は天皇の御座は  
の御座は天皇の御座は天皇の御座は天皇の御座は天皇の御座は天皇の御座は天皇の御座は天皇の御座は  
内九日東殿山改葬送月二日二日祀禮 常憲院殿御座正位大臣國 此其基朝公尊司國向唐  
彌之也 寶文三年十月廿日御座正位大臣國 此其基朝公尊司國向唐  
礼延室八年七月十日 沖本丸所入御日 沖本丸所入御日 沖本丸所入御日 沖本丸所入御日  
院攝占其株月二日九日豊吉 御座正位大臣國 此其基朝公尊司國向唐

文昭院殿御世

家宣の清揚院殿

文昭院殿御世 家宣の清揚院殿 御座正位大臣國 此其基朝公尊司國向唐 寶文三年十月廿日御座正位大臣國 此其基朝公尊司國向唐  
御座正位大臣國 此其基朝公尊司國向唐 寶文三年十月廿日御座正位大臣國 此其基朝公尊司國向唐  
御座正位大臣國 此其基朝公尊司國向唐 寶文三年十月廿日御座正位大臣國 此其基朝公尊司國向唐





日林七三身於六月廿八日... 東山院讓位... 東山院讓位... 東山院讓位...  
七年正月八日... 七年正月八日... 七年正月八日... 七年正月八日...

軌全  
如全用

て甘旨と... 七条判金... 此の如く... 七条判金... 七条判金...  
此の如く... 七条判金... 七条判金... 七条判金...  
七条判金... 七条判金... 七条判金... 七条判金...





情格  
普格

清藤賴朝傳り一昨日重喜(北)為成(北)依て林大寺(北)より(北)書物(北)正條(北)一和  
下(北)朝(北)上(北)之(北)日(北)記(北)曰(北)九月(北)洛(北)東(北)宮(北)因(北)令(北)東(北)照(北)宮(北)以(北)文(北)建(北)立(北)日(北)廿(北)二(北)日(北)以(北)自(北)書(北)院(北)于(北)其  
舞(北)樂(北)上(北)院(北)門(北)上(北)日(北)中(北)門(北)院(北)所(北)住(北)持(北)法(北)律(北)律師(北)仁(北)日(北)十(北)日(北)秋(北)元(北)但(北)言(北)為(北)高(北)元(北)并(北)傳  
亦(北)夢(北)之(北)林(北)持(北)法(北)師(北)順(北)年(北)去(北)付(北)陳(北)帝(北)賞(北)給(北)由(北)皇(北)命(北)發(北)再(北)持(北)法(北)師(北)不(北)及(北)事(北)子(北)成(北)長(北)法(北)師(北)後(北)之  
と(北)然(北)一(北)幸(北)而(北)以(北)其(北)言(北)を(北)和(北)帝(北)乃(北)許(北)也(北)二(北)日(北)并(北)傳(北)皇(北)命(北)給(北)持(北)法(北)師(北)仁(北)日(北)十(北)八(北)日(北)琉(北)球(北)後(北)也  
城(北)以(北)乳(北)寶(北)永(北)年(北)中(北)法(北)團(北)令(北)限(北)札(北)卷(北)を(北)傳(北)り(北)二(北)日(北)并(北)傳(北)皇(北)命(北)給(北)持(北)法(北)師(北)仁(北)日(北)十(北)八(北)日(北)以(北)書(北)院(北)等(北)  
仍(北)之(北)法(北)卷(北)を(北)國(北)庫(北)に(北)上(北)席(北)に(北)伝(北)付(北)也(北)三(北)日(北)并(北)傳(北)皇(北)命(北)給(北)持(北)法(北)師(北)仁(北)日(北)十(北)八(北)日(北)以(北)書(北)院(北)等(北)  
正(北)月(北)日(北)其(北)林(北)持(北)法(北)師(北)長(北)同(北)小(北)納(北)戸(北)船(北)持(北)者(北)亦(北)與(北)傳(北)法(北)師(北)仁(北)日(北)十(北)八(北)日(北)并(北)傳(北)皇(北)命(北)給(北)持(北)法(北)師(北)仁(北)日(北)十(北)八(北)日(北)以(北)書(北)院(北)等(北)  
仍(北)林(北)大(北)寺(北)以(北)傳(北)法(北)師(北)仁(北)日(北)十(北)八(北)日(北)并(北)傳(北)皇(北)命(北)給(北)持(北)法(北)師(北)仁(北)日(北)十(北)八(北)日(北)以(北)書(北)院(北)等(北)  
早(北)の(北)時(北)に(北)傳(北)法(北)師(北)仁(北)日(北)十(北)八(北)日(北)并(北)傳(北)皇(北)命(北)給(北)持(北)法(北)師(北)仁(北)日(北)十(北)八(北)日(北)以(北)書(北)院(北)等(北)  
月(北)七(北)日(北)傳(北)法(北)師(北)仁(北)日(北)十(北)八(北)日(北)并(北)傳(北)皇(北)命(北)給(北)持(北)法(北)師(北)仁(北)日(北)十(北)八(北)日(北)以(北)書(北)院(北)等(北)  
其(北)有(北)時(北)後(北)二(北)日(北)并(北)傳(北)皇(北)命(北)給(北)持(北)法(北)師(北)仁(北)日(北)十(北)八(北)日(北)以(北)書(北)院(北)等(北)

の(北)圓(北)林(北)大(北)寺(北)以(北)傳(北)法(北)師(北)仁(北)日(北)十(北)八(北)日(北)并(北)傳(北)皇(北)命(北)給(北)持(北)法(北)師(北)仁(北)日(北)十(北)八(北)日(北)以(北)書(北)院(北)等(北)  
仍(北)傳(北)法(北)師(北)仁(北)日(北)十(北)八(北)日(北)并(北)傳(北)皇(北)命(北)給(北)持(北)法(北)師(北)仁(北)日(北)十(北)八(北)日(北)以(北)書(北)院(北)等(北)  
九(北)日(北)於(北)林(北)持(北)法(北)師(北)仁(北)日(北)十(北)八(北)日(北)并(北)傳(北)皇(北)命(北)給(北)持(北)法(北)師(北)仁(北)日(北)十(北)八(北)日(北)以(北)書(北)院(北)等(北)  
城(北)門(北)十(北)二(北)月(北)朔(北)日(北)傳(北)法(北)師(北)仁(北)日(北)十(北)八(北)日(北)并(北)傳(北)皇(北)命(北)給(北)持(北)法(北)師(北)仁(北)日(北)十(北)八(北)日(北)以(北)書(北)院(北)等(北)  
之(北)門(北)十(北)日(北)以(北)書(北)院(北)等(北)  
三(北)月(北)統(北)別(北)為(北)仲(北)希(北)馬(北)持(北)法(北)師(北)仁(北)日(北)十(北)八(北)日(北)并(北)傳(北)皇(北)命(北)給(北)持(北)法(北)師(北)仁(北)日(北)十(北)八(北)日(北)以(北)書(北)院(北)等(北)  
廟(北)門(北)上(北)門(北)院(北)門(北)十(北)九(北)日(北)方(北)正(北)上(北)の(北)紙(北)地(北)の(北)紙(北)本(北)を(北)身(北)下(北)門(北)六(北)月(北)分(北)持(北)以(北)傳(北)法(北)師(北)仁(北)日(北)十(北)八(北)日(北)以(北)書(北)院(北)等(北)  
傳(北)法(北)師(北)仁(北)日(北)十(北)八(北)日(北)并(北)傳(北)皇(北)命(北)給(北)持(北)法(北)師(北)仁(北)日(北)十(北)八(北)日(北)以(北)書(北)院(北)等(北)  
も(北)從(北)今(北)年(北)以(北)書(北)院(北)等(北)  
城(北)の(北)傳(北)法(北)師(北)仁(北)日(北)十(北)八(北)日(北)并(北)傳(北)皇(北)命(北)給(北)持(北)法(北)師(北)仁(北)日(北)十(北)八(北)日(北)以(北)書(北)院(北)等(北)  
今(北)の(北)山(北)院(北)に(北)傳(北)法(北)師(北)仁(北)日(北)十(北)八(北)日(北)并(北)傳(北)皇(北)命(北)給(北)持(北)法(北)師(北)仁(北)日(北)十(北)八(北)日(北)以(北)書(北)院(北)等(北)

文

廿三

三河後地三真子二及庚子由青島同廿日門以林七之房傳決法 似月二及庚子由青島  
正徳二年六月廿日約紫山新造の江文庫成る今新江文庫と稱するもの六月十九日櫻  
田階邸江文庫の江文籍と形存へ移さる高野曝露の日小川世を今見ても其傳  
元年九月に止む。今紫山江文庫は櫻田江文庫  
本と稱する物數百種を列目録あり。新造紫山の紀云元禄八年の秋の末に櫻田江文庫を  
非一の二を和様の虫の目録ありとあり。是に記し置るも同書あり。ついでに櫻田江文庫  
の書目録あり。ついでに櫻田江文庫の書目録あり。ついでに櫻田江文庫の書目録あり。  
正徳二年六月廿日約紫山新造の江文庫成る今新江文庫と稱するもの六月十九日櫻  
田階邸江文庫の江文籍と形存へ移さる高野曝露の日小川世を今見ても其傳  
元年九月に止む。今紫山江文庫は櫻田江文庫  
本と稱する物數百種を列目録あり。新造紫山の紀云元禄八年の秋の末に櫻田江文庫を  
非一の二を和様の虫の目録ありとあり。是に記し置るも同書あり。ついでに櫻田江文庫  
の書目録あり。ついでに櫻田江文庫の書目録あり。ついでに櫻田江文庫の書目録あり。

正徳二年六月十九日從三位門十月二日京本丸以公位徳二年十月廿日藤 天英院  
正徳二年六月十九日從三位門十月二日京本丸以公位徳二年十月廿日藤 天英院  
正徳二年六月十九日從三位門十月二日京本丸以公位徳二年十月廿日藤 天英院  
正徳二年六月十九日從三位門十月二日京本丸以公位徳二年十月廿日藤 天英院

極古尊稱宝永三年七月二日從一位是二位極古尊稱享保二年十月西丸所入  
同十六年九月廿七日二位入實保元年二月廿八日門下於て 樂河八月廿日二月八  
日坊上寺以出館是日以於送

有章院殿御世 家継公以事ハ 文昭院殿江三男以母葉ハ勝田依後由  
極古尊稱 寶永三年七月二日從一位是二位極古尊稱 享保二年十月西丸所入  
同十六年九月廿七日二位入實保元年二月廿八日門下於て 樂河八月廿日二月八  
日坊上寺以出館是日以於送



年正月十日... 二月廿七日... 有章渡教...  
有章渡教... 有章渡教... 有章渡教...  
有章渡教... 有章渡教... 有章渡教...  
有章渡教... 有章渡教... 有章渡教...

### 有德院殿御世

若宗... 有德院殿御世... 有德院殿御世...  
有德院殿御世... 有德院殿御世... 有德院殿御世...  
有德院殿御世... 有德院殿御世... 有德院殿御世...

田安  
嘉祖

十月廿六日参浅... 皇承... 二月十八日... 有德院殿御世...  
有德院殿御世... 有德院殿御世... 有德院殿御世...  
有德院殿御世... 有德院殿御世... 有德院殿御世...

有德院殿御世... 有德院殿御世... 有德院殿御世...  
有德院殿御世... 有德院殿御世... 有德院殿御世...  
有德院殿御世... 有德院殿御世... 有德院殿御世...

德

辛

















水

天保十年正月明月記 撰本補心 与より三人の方一人ハ...

東

天保十年正月十日 撰本補心 与より三人の方一人ハ...

文

徳

六

乾金を武と合して形をよぬ小造り一の書は玉川の城敷りくありてと見せりとあつたなり今年も冬に小判  
 書を判丁紙夏判書收貯有り引替方の書に玉川の城敷りくありてと見せりとあつたなり今年も冬に小判  
 書を判丁紙夏判書收貯有り引替方の書に玉川の城敷りくありてと見せりとあつたなり今年も冬に小判  
 書を判丁紙夏判書收貯有り引替方の書に玉川の城敷りくありてと見せりとあつたなり今年も冬に小判  
 書を判丁紙夏判書收貯有り引替方の書に玉川の城敷りくありてと見せりとあつたなり今年も冬に小判  
 書を判丁紙夏判書收貯有り引替方の書に玉川の城敷りくありてと見せりとあつたなり今年も冬に小判  
 書を判丁紙夏判書收貯有り引替方の書に玉川の城敷りくありてと見せりとあつたなり今年も冬に小判  
 書を判丁紙夏判書收貯有り引替方の書に玉川の城敷りくありてと見せりとあつたなり今年も冬に小判

院崩し昨日四月廿一日（新町）より出立南河内若成院町上野廣小路河内郡東敵山を坊海  
 秀院殿に具足兼中寺に合致と雖も七月廿日新田義成院の年紀と考案せしむる  
 院崩し昨日四月廿一日（新町）より出立南河内若成院町上野廣小路河内郡東敵山を坊海  
 秀院殿に具足兼中寺に合致と雖も七月廿日新田義成院の年紀と考案せしむる



西江

石垣崩絶河江活水門八月候、列小玉前活水、  
 〇日細水掛九十八日、余茶屋を軒家、八月間、生田園水、  
 川田そののち、山をたて、河田、生田園、  
 早稲平大畝、是年、  
 七月廿日、臣軌異同、  
 撰上、  
 撰上、  
 撰上、  
 撰上、  
 撰上、  
 撰上、  
 撰上、

寛保三年

西江

徳 幸  
 二年二月二日、  
 二年二月二十七日、  
 二年三月十三日、  
 二年三月十七日、  
 二年三月二十一日、  
 二年三月二十五日、  
 二年三月二十九日、  
 二年四月二日、  
 二年四月六日、  
 二年四月十日、  
 二年四月十四日、  
 二年四月十八日、  
 二年四月二十二日、  
 二年四月二十六日、  
 二年五月一日、  
 二年五月五日、  
 二年五月九日、  
 二年五月十三日、  
 二年五月十七日、  
 二年五月二十一日、  
 二年五月二十五日、  
 二年五月二十九日、  
 二年六月二日、  
 二年六月六日、  
 二年六月十日、  
 二年六月十四日、  
 二年六月十八日、  
 二年六月二十二日、  
 二年六月二十六日、  
 二年六月三十日、

幸



の春籍外題冊教目録あり才是進与 依如る月八日安室川洪水門九月朔日 以時  
磯河原赤穂と稱し事月廿六日西丸江移徙 大河新棟と稱し九月廿日水三層より  
礼義教典引用卷と執せり月廿日風園全集六十七冊棟太學以執上十月十二日諸  
小十人山高友と主徳宗洪法九傳次お為撰地六所を一切教法の流傳の社天恩の六に各年  
を上下小出とてあはれりて其意の傳次は不付志の上下を各用ひて一月を以てて其意の傳次は  
年為所 宗徳宗洪法九傳次は不付志の上下を各用ひて一月を以てて其意の傳次は  
下とて各年為所 宗徳宗洪法九傳次は不付志の上下を各用ひて一月を以てて其意の傳次は  
其の記録は利家政所日記教六十冊且利家政所馬古實之傳卷六十六冊を以ての春  
付教有狀教子教余 沖徳小傳と稱し川教記は利家政所馬古實之傳卷六十六冊を以ての春  
の乃ふく小傳と稱し川教記は利家政所馬古實之傳卷六十六冊を以ての春  
小傳と稱し川教記は利家政所馬古實之傳卷六十六冊を以ての春  
補曆の用 依如る月八日安室川洪水門九月朔日 以時  
磯河原赤穂と稱し事月廿六日西丸江移徙 大河新棟と稱し九月廿日水三層より  
礼義教典引用卷と執せり月廿日風園全集六十七冊棟太學以執上十月十二日諸  
小十人山高友と主徳宗洪法九傳次お為撰地六所を一切教法の流傳の社天恩の六に各年  
を上下小出とてあはれりて其意の傳次は不付志の上下を各用ひて一月を以てて其意の傳次は  
年為所 宗徳宗洪法九傳次は不付志の上下を各用ひて一月を以てて其意の傳次は  
下とて各年為所 宗徳宗洪法九傳次は不付志の上下を各用ひて一月を以てて其意の傳次は  
其の記録は利家政所日記教六十冊且利家政所馬古實之傳卷六十六冊を以ての春  
付教有狀教子教余 沖徳小傳と稱し川教記は利家政所馬古實之傳卷六十六冊を以ての春  
の乃ふく小傳と稱し川教記は利家政所馬古實之傳卷六十六冊を以ての春  
小傳と稱し川教記は利家政所馬古實之傳卷六十六冊を以ての春

補曆の用

しるく其の鹿物教集不ふ十日卷全法法功 編者いん編宗承の乃廿年か如子編去水す  
軌上り又宗徳宗洪法九傳次は不付志の上下を各用ひて一月を以てて其意の傳次は  
右月三十八卷路補立十日を編集し其意の傳次は不付志の上下を各用ひて一月を以てて其意の傳次は  
十日は振日度東上飯山より其意の傳次は不付志の上下を各用ひて一月を以てて其意の傳次は  
▲所卷所依は貞政親王親王の御下 寶永三年三月十日系於長後興門廿七日赤坂の  
館へ入興門九月廿六日縁組 依如る月十日婚礼宝永七年六月廿日赤坂の  
逝去寛徳院殿と稱し池上本門寺に所葬送  
○  
博信院殿御世 家守中事志 有徳院殿は婿男は再世六久保八宗又曾  
忠義尚女 依如る月十日赤坂の館より其意の傳次は不付志の上下を各用ひて一月を以てて其意の傳次は  
正徳二年二月十日氷川社に云来 正徳三年九月十日縁組 正徳五年十月十日縁組  
享保元年八月廿日赤坂の館より其意の傳次は不付志の上下を各用ひて一月を以てて其意の傳次は  
依如る月廿日赤坂の館より其意の傳次は不付志の上下を各用ひて一月を以てて其意の傳次は

博

六八



年十月新曆頒行  
 寶曆五年二月十日安海對馬島倭兵（後見加藤）擄放薩摩上野原  
 紅龜嶽寺僧原居法 仙舟婿子傳嘉（六方石）初集大船 籠門六月十日不以下向年之  
 雜傳令今年より返納之説五月に於て洪水同七月朔日宗對馬島之船解通中園居  
 より周知即力全教之者高年より二十五年の男令其方安宛初之月十二日奥州津輕陸奥  
 津輕より二月廿九日九列大風為死（破換）寶曆六年三月朔日長崎大穴門二月廿八日大  
 坂大穴門三月廿七日連舟出火烈風吹統甚物擯一十七日晦日連舟大地震同月二十  
 六日上方大風為隕燄已而洪水同十月廿日山列宇津川東海川大坂也洪水同十月廿二日伏  
 洲河原より出火漢川為と煙天同廿二日青山より出火麻布里也煙火（寶曆七年正月）  
 中向東海乃美也園籠洪水同九月廿日紅紫山雲雷甚生海宮家秋同十六日六孫之經  
 基八百年来之依從 公儀より寄附有之清和源氏の寄方不以下日下共志也寄附力可  
 寶曆八年九月廿五日より廿九日小坂大坂毎日雷鳴雹降日月係合露一  
 併に長中本多伯耆守に及んば逼塞之志年々可成若谷門引れ物定事乃大橋通也

博

宝曆元年正月十八日朔解三優也 職也  
 改元同九月廿一日 權園院即位 權園院皇子 權延 元年正月十八日朔日朔解三優也 職也  
 元月二十日 琉球使也 城山孔 實延 二年三月廿九日 薩波國香西洋より大魚獲 薩波  
（西長九二寸 横八寸 厚二寸六分） 守服 守に守 備より 拾遺方魚 同七月二日 權園院即位 大穴門月丹後但丁大風也 實延 二年七月  
 廿日 大猷院敷百年に於て日光山法王二月廿三日迄 大雷降 今も其後 奧州津波日光乃  
 中殊 至一 同日 櫻町院崩落 三月八日廿六日 洛中大風 大雷 數十里 落 二条  
 中 撤 至 雷火より 二月廿九日 洛陽四方 秘山 法所 櫻町院 撤 至 閣 殿 今 余 村 本  
 苑 峯 最 春日 の 也 一 寶 曆 元 年 時 湖 上 二 月 廿 九 日 京 都 大 地 震 以 以 州 赤 雲 降 同 日 月  
 廿五日 薩波國宮田大地震 多列り 連列り 二十餘名 山崩 寶曆二年十一月十日 琉球使也  
 城山孔 寶曆二年四月より九月中 中て 海内一統 麻痺 疹 海 乃 同 十月 八日 冬 至 京 都 大 穴 門 症  
 安 倍 恭 邦 梅 小路 鑑 子 於 之 表 則 景 抗 歩 祝 式 乃 乃 江 戶 各 天 門 乃 漢 川 國 出 雲 川  
 左 氏 節 男 上 系 廣 州 寄 寺 聖 安 井 集 誓 抄 市 其 奉 方 抄 為 抄 聖 抄 聖 抄 聖 抄 聖 抄 聖 抄 聖 抄  
 聖 抄  
 聖 抄  
 同 日 廿 九 日 小 坂 大 坂 毎 日 雷 鳴 雹 降 日 月 係 合 露 一 併 に 長 中 本 多 伯 耆 守 に 及 ん ば 逼 塞 之 志 年 々 可 成 若 谷 門 引 れ 物 定 事 乃 大 橋 通 也

寶曆 四



事稱[宝暦]三年又月五日[皇良]在物[宝曆]元年二月朔日より月次以礼法為清行六  
月二日以袖取[宝曆]二年七月廿三日池邊熱以酒湯[宝曆]二年三月十日以茶葉と批  
ら母と五[宝曆]六年七月廿五日子代野忠生於西の地を以て養育せしめ給ふ所ありしに其母  
於西の地を以て養育せしめ給ふ所ありしに其母於西の地を以て養育せしめ給ふ所ありしに其母  
廿二日[宝暦]五年十一月六日山主山主山主山主山主山主山主山主山主山主山主山主山主山主山主山主山主山主  
四月十日西邊池邊熱以酒湯山主山主山主山主山主山主山主山主山主山主山主山主山主山主山主山主山主  
右近衛大将右馬寮清監今日、右近衛大将右馬寮清監今日、右近衛大将右馬寮清監今日、右近衛大将右馬寮清監今日、  
十二日清本丸に移遊月廿一日廿三日清本丸に移遊月廿一日廿三日清本丸に移遊月廿一日廿三日清本丸に移遊月廿一日廿三日  
日將軍宣下二位内大臣左大臣將光種牛車物随員兵校[宝曆]十一年二月廿日  
武家諸法安ん出出二月朔日松原大内為高知七牛余禮被按門八月朔日  
壽長忠生山主山主山主山主山主山主山主山主山主山主山主山主山主山主山主山主山主  
石上死生のいれりすと下[宝曆]十一年二月廿二日石上死生のいれりすと下[宝曆]十一年二月廿二日石上死生のいれりすと下  
六月廿八日大坂大雲門七月廿一日相國院院為清門十月廿六日志長保以健生并雅馬路  
[寶暦]十一年二月廿二日石上死生のいれりすと下[宝暦]十一年二月廿二日石上死生のいれりすと下[宝暦]十一年二月廿二日石上死生のいれりすと下  
竹之代

振と神心祝院振と神心祝院振と神心祝院振と神心祝院振と神心祝院振と神心祝院振と神心祝院振と神心祝院振と神心祝院  
身十月廿日[宝暦]二年十一月朔日[寶暦]二年十一月朔日[寶暦]二年十一月朔日[寶暦]二年十一月朔日[寶暦]二年十一月朔日[寶暦]二年十一月朔日  
井保保於[寶暦]二年十一月朔日[寶暦]二年十一月朔日[寶暦]二年十一月朔日[寶暦]二年十一月朔日[寶暦]二年十一月朔日[寶暦]二年十一月朔日  
月十日有珍山湯門年二月廿日[寶暦]二年二月廿日[寶暦]二年二月廿日[寶暦]二年二月廿日[寶暦]二年二月廿日[寶暦]二年二月廿日  
十日有珍山湯門年二月廿日[寶暦]二年二月廿日[寶暦]二年二月廿日[寶暦]二年二月廿日[寶暦]二年二月廿日[寶暦]二年二月廿日  
十三年九月三日安法川口水門口水門口水門口水門口水門口水門口水門口水門口水門口水門口水門口水門口水門口水門口水門口水門  
渡櫻圃院月廿日[寶暦]二年二月廿日[寶暦]二年二月廿日[寶暦]二年二月廿日[寶暦]二年二月廿日[寶暦]二年二月廿日[寶暦]二年二月廿日  
琉球使宅 城門十二月十七日懸山田大史[明和]二年四月十日日光山 東照文百二十回[明和]二年四月十日日光山 東照文百二十回  
山法會 物含九月廿日[寶暦]二年二月廿日[寶暦]二年二月廿日[寶暦]二年二月廿日[寶暦]二年二月廿日[寶暦]二年二月廿日[寶暦]二年二月廿日  
日系教樂人の舞楽 上院門月九日英医師多喜元孝致書并田山[明和]二年四月十日日光山 東照文百二十回[明和]二年四月十日日光山 東照文百二十回  
と建法匠の子をとりて其業と身ゆとてしむ明和元年四月十日日光山 東照文百二十回[明和]二年四月十日日光山 東照文百二十回  
其料の事は[明和]元年四月十日日光山 東照文百二十回[明和]二年四月十日日光山 東照文百二十回[明和]二年四月十日日光山 東照文百二十回  
其料の事は[明和]元年四月十日日光山 東照文百二十回[明和]二年四月十日日光山 東照文百二十回[明和]二年四月十日日光山 東照文百二十回  
其料の事は[明和]元年四月十日日光山 東照文百二十回[明和]二年四月十日日光山 東照文百二十回[明和]二年四月十日日光山 東照文百二十回

三月又大岡五月九日... 流満馬江... 紀伊... 徳川... 寛政... 天明... 文政...

天明

天明三年... 天明四年... 天明五年... 天明六年... 天明七年... 天明八年... 天明九年...

世目山縣文武江江... 豐字諸山縣文武者并衣門... 講究切實禁於及江... 甲府...  
 出... 二日... 現... 水... 兩... 中... 戶... 尾... 現...

大... 樓... 遠... 相... 地... 元... 盤... 月... 難... 十... 一...

搜捕の難儀は 彼等が以て殺戮の計を謀りては 搜捕の方先十人 搜捕の方先十人 搜捕の方先十人  
地方の諸藩に 此等が以て殺戮の計を謀りては 搜捕の方先十人 搜捕の方先十人 搜捕の方先十人  
一 御儀 令七 一 御儀 令七 一 御儀 令七  
同月より 此等が以て殺戮の計を謀りては 搜捕の方先十人 搜捕の方先十人 搜捕の方先十人  
打撈の難儀は 彼等が以て殺戮の計を謀りては 搜捕の方先十人 搜捕の方先十人 搜捕の方先十人  
大凡及 此等が以て殺戮の計を謀りては 搜捕の方先十人 搜捕の方先十人 搜捕の方先十人  
一 御儀 令七 一 御儀 令七 一 御儀 令七  
大凡及 此等が以て殺戮の計を謀りては 搜捕の方先十人 搜捕の方先十人 搜捕の方先十人  
上 御儀 令七 一 御儀 令七 一 御儀 令七  
同月より 此等が以て殺戮の計を謀りては 搜捕の方先十人 搜捕の方先十人 搜捕の方先十人  
打撈の難儀は 彼等が以て殺戮の計を謀りては 搜捕の方先十人 搜捕の方先十人 搜捕の方先十人  
大凡及 此等が以て殺戮の計を謀りては 搜捕の方先十人 搜捕の方先十人 搜捕の方先十人  
一 御儀 令七 一 御儀 令七 一 御儀 令七

三平  
浪路

林内此初 此等が以て殺戮の計を謀りては 搜捕の方先十人 搜捕の方先十人 搜捕の方先十人  
同月より 此等が以て殺戮の計を謀りては 搜捕の方先十人 搜捕の方先十人 搜捕の方先十人  
打撈の難儀は 彼等が以て殺戮の計を謀りては 搜捕の方先十人 搜捕の方先十人 搜捕の方先十人  
大凡及 此等が以て殺戮の計を謀りては 搜捕の方先十人 搜捕の方先十人 搜捕の方先十人  
一 御儀 令七 一 御儀 令七 一 御儀 令七  
同月より 此等が以て殺戮の計を謀りては 搜捕の方先十人 搜捕の方先十人 搜捕の方先十人  
打撈の難儀は 彼等が以て殺戮の計を謀りては 搜捕の方先十人 搜捕の方先十人 搜捕の方先十人  
大凡及 此等が以て殺戮の計を謀りては 搜捕の方先十人 搜捕の方先十人 搜捕の方先十人  
一 御儀 令七 一 御儀 令七 一 御儀 令七  
同月より 此等が以て殺戮の計を謀りては 搜捕の方先十人 搜捕の方先十人 搜捕の方先十人  
打撈の難儀は 彼等が以て殺戮の計を謀りては 搜捕の方先十人 搜捕の方先十人 搜捕の方先十人  
大凡及 此等が以て殺戮の計を謀りては 搜捕の方先十人 搜捕の方先十人 搜捕の方先十人  
一 御儀 令七 一 御儀 令七 一 御儀 令七

渡

七五











治崩以是而... 有德院殿... 心觀院殿... 天明三年... 治崩以是而... 有德院殿... 心觀院殿... 天明三年...

大御所様御世

家齊云河原君一橋大納言

一橋大納言... 家齊云河原君一橋大納言... 治崩以是而... 有德院殿... 天明三年...

三月十九日... 治崩以是而... 有德院殿... 天明三年...

治崩以是而... 有德院殿... 天明三年... 治崩以是而... 有德院殿...

治崩以是而... 有德院殿... 天明三年... 治崩以是而... 有德院殿...

治崩以是而... 有德院殿... 天明三年... 治崩以是而... 有德院殿...

治崩以是而... 有德院殿... 天明三年... 治崩以是而... 有德院殿...





























通商の元より許難く諭旨の執事せぬ帆せしむ通一と下されり  
 日魯西亜の使レサノツトを官舎ふめ入且の官舎えより英廉あはれ  
 日住亦とまき山陽船所(山陽船所)に船出せし後所ヨヨルと云ふ人  
 外番をさへる連り船をの所はたふと幕と  
 此所船をさへるふ光年船所ふ光年船所とて通商を許し難き  
 了餘一國をとも持たざる事とぬね船所の地官舎より  
 上と云ふもろ一漂流人之運來を又及た船のあり先長傳は  
 地を且に識しるる人も一連長傳もある高の佐牌と無之し  
 之の旨と持來するまの船所をたてし餘一たる旨  
 一國の第一からぬ船をさへ難き事あり  
 るるに初めをさへる事とぬね船所の地官舎より  
 りつらふ方里の船所をさへる事とぬね船所の地官舎より

交易の便に不利有るよし一先終る我國有用の貨を  
 此是とて國初嚴禁を設て唐山朝鮮紅毛の邦に我國  
 是あつて今船中北の敷を共ふる間速に地方を放さ  
 是と云ふ諭の旨中後とレサノツト俯伏して  
 長談を罷一奉國ふ帆せしとレサノツトの使  
 中よまふ月一と云ふ書さるる小書は病を  
 化元年十月十七日使所船所(山陽船所)に船出せし後所ヨヨルと云ふ人  
 外番をさへる連り船をの所はたふと幕と  
 此所船をさへるふ光年船所ふ光年船所とて通商を許し難き  
 了餘一國をとも持たざる事とぬね船所の地官舎より  
 上と云ふもろ一漂流人之運來を又及た船のあり先長傳は  
 地を且に識しるる人も一連長傳もある高の佐牌と無之し  
 之の旨と持來するまの船所をたてし餘一たる旨  
 一國の第一からぬ船をさへ難き事あり  
 るるに初めをさへる事とぬね船所の地官舎より  
 りつらふ方里の船所をさへる事とぬね船所の地官舎より





















清水

大編集出類の古河内月坊主大守實塔再建... 遺成河七月十日文姫... 九月十日... 十月十日... 十一月十日... 十二月十日... 遺成河七月十日文姫... 遺成河七月十日文姫... 遺成河七月十日文姫...

因盤

三年二月十九日山王... 遺成河七月十日文姫... 遺成河七月十日文姫... 遺成河七月十日文姫... 遺成河七月十日文姫... 遺成河七月十日文姫... 遺成河七月十日文姫... 遺成河七月十日文姫... 遺成河七月十日文姫... 遺成河七月十日文姫...









































樂書 卷之二

乾書

  
1914年

樂書 卷之二

乾書



• 7/10/10 10/10/10 10/10/10

10/10/10



10/10/10



樂天堂

佐藤了翁

藏書